

# 正量部の随眠説

—*Saṃskṛtaśaṃskṛta-viniścaya* 第17章—

並 川 孝 儀

インド部派仏教史において18部派或いは20部派もの多数の部派が存在していたと伝えられる中、とりわけ、説一切有部が極めて有力な部派として知られている。それは歴史的事実として是認されるべきことは当然のことながら、今日現存する資料の大半が説一切有部に所属するといった文献の残存事情の偏重が、尚一層、このことを強調せしめているかのようである。大衆部や法蔵部、化地部等の如き部派も、各々『摩訶僧祇律』、『四分律』、『五分律』といった律典を所伝する事実やその他の種々の伝承からも、その勢力が強大であったであろうことは窺い知れる。しかしながら、これらの部派の実態を伝える資料は限られており、特に部派の存立の根本をなす教理面においては、その傾向が顕著である。文献の残存事情、即ち量の多少がそのまま歴史的事実へと投影されることだけは回避されなければならない。

これらの諸部派にもまして、正量部はこの傾向が強い。玄奘の『大唐西域記』や義浄の『南海寄帰内法伝』等7世紀頃の部派の状態を報告する記述から、その勢力が有部と並んで圧倒的に有力であったことは周知の事実である。しかし、正量部の所伝文献が現存しているものと言えば、『三彌底部論』三卷（失訳）と『律二十二明了論』一卷（真諦訳）の一論書、一小律に過ぎない。玄奘は15種もの正量部所伝の経、律、論を将来したと伝えられるが、これらも残存はしていない。この二文献だけで正量部の実態を明らかにすることは困難である。『三彌底部論』によって正量部の根本教理である補特伽羅論は知り得るが、これとて資料自体、難解な漢訳等の理由の故に十分とは言えず、又、『律二十二明了論』という小律では、とうてい正量部の律の実態を把握するに至らない。この二文献の他に正量部の教理を伝える若干の資料が存在する。即ち、*Kat-*

*hāvātthu* (Kv), *Kathāvātthupparakaraṇa-aṭṭhakathā*, 『異部宗輪論』(異訳として『十八部論』, 『部執異論』), チベット伝承の Bhavya の *Nikāyabhedavibhāṅavyākhyāna*, Vinītaḍeva の *Samayabhedoparacanacakra nikāyabhedopadeśanasamgraha* 等が補助的資料として存在する。正量部の母胎とも言われ、区別なく呼称されたとも言われる犢子部に関する文献も単独の資料としては残っていない。しかし、この犢子部の諸説を伝える資料は多数ある。今、これを正量部の関連資料として列挙すれば、*Abhidharmakośabhāṣya* (AKBh) 第9章<sup>(2)</sup>, *Abhidharmakośavyākhyā* (AKV), *Tattvasamgraha* (TS) 第12章<sup>(3)</sup>, 『大毘婆沙論』, 『順正理論』, 『成業論』, 『大智度論』, 『般若灯論』, 『隨相論』等の中に少なからず散見し得る。しかしながら、これらの文献中で紹介される正量部、犢子部の諸説は断片的かつ簡略であるため、その記述内容を十分に組織立てて理解する迄には至らない。更に、これらに引かれる正量部、犢子部の諸説は内容上重複している場合が多く、その論点も補特伽羅<sup>(4)</sup>と不失壞<sup>(5)</sup>に関する記述で大半が占められている。『三彌底部論』や Kv 大品第一章、AKBh 第9章、TS 第12章を中心に、その他の断片的資料を合わせると、補特伽羅論の解明は十分になされるものの、その他の教理に関しては、ほとんどと言ってよい程、未知の状況である。

正量部研究は上述の如く、限定された資料に基づいてなされなければならない、その全体的な解明は困難である。しかし、部派仏教史における正量部の占める意義は大きく、特に比較的后代での勢力は有部と双壁である。インドでの仏教衰退期に至る迄の部派の存続は、その時期がインド選述文献のチベットへの伝承時期と重なるだけに、それら種々の文献が同時代の部派と関連を有していることが推測され、特に小乗関連文献の伝承を考察する上で、重要な意味をもつものと言わなければならない。この立場において、正量部研究は一層重要視されなくてはならず、その研究成果が俟たれるのである。

## 1

正量部に関する研究は、その主点が補特伽羅論にあるが、このことは他の教理については若干の資料による断片的かつ簡略な知識が与えられるのみで、そ

の体系的な教理内容は未だ十分に与えられていない理由によるものである。そこで、正量部の補特伽羅論以外の教理について、従来の資料には比較できないほど詳細に論述された文献の存在をここに提示すると共に、その思想内容を明示することにより、正量部の説示した教理を探ろうとするのが、本小論の目的である。

この文献はサンスクリット原典及び漢訳は現存しておらず、唯一チベット訳でのみ存在している。この題名は

'dus byas dan 'dus ma byas rnam par ñes pa shes bya ba<sup>(6)</sup>

で、サンスクリット語の題名は本書の冒頭に示され

Śaṃskṛtāśaṃskṛtaviniścaya (以下 SAV)

とある。作者は SAV の中で

stobs bcu dpal bśes gñen (Daśabalaśrimitra)

と記されるが、訳者についての記述はない。チベット大蔵経の bstan 'gyur に取められる SAV は、北京版では mdo 'grel (sūtra-ṭika) の ño mtshar bstan bcos (adbhuta-śāstra) に、そしてデルゲ版では dbu ma (madhyamaka) に各々編集されているが、その相違は如何なる理由によるものかは不明である。

SAV の作者及び成立年代に関する研究は、今日迄ほとんどなされていないため、その詳細を知ることはできないが、唯一、P. Skilling の見解が見い出せる<sup>(7)</sup>。彼によれば、SAV は作者 Daśabalaśrimitra がセーナ王朝時代に北インドで著述したものと考察していることから、12世紀後半から13世紀にかけての成立と見做せる<sup>(8)</sup>。しかし、その論拠は示されておらず、確定的であるとは現段階で必ずしも言えない。

SAV の構成は全35章より成る。第1章で有為、無為の分別が先ず説かれ、第2章～12章では毘婆沙師 (Vaibhāṣika)、第13章～15章では南方上座部 (Sthaviravādin)、第16章～21章では正量部 (Sāmmatiya) の、これら声聞乘 (śrāvakayāna) の説が示され、そして第22章～34章で菩薩乘 (bodhisattvayāna) の教説が、最後の第35章では無為の決択が説示されている。SAV 全体の構成とその説示内容の概略を、デルゲ版、北京版の箇所と共に、以下に示す。

	D. ed.	P. ed.
〔I〕		
(1) 有為無為の分別	55-1-1(109a <sup>1</sup> )	4-3-1(5b <sup>1</sup> )
〔II〕 毘婆沙師の説		
(2) 因 <i>hetu</i>	55-3-2(110a <sup>2</sup> )	4-5-6(6b <sup>6</sup> )
(3) 器世間 <i>bhājana-loka</i>	56-1-2(111a <sup>1</sup> )	5-3-1(8a <sup>1</sup> )
(4) 有情世間 <i>sattva-loka</i>	58-1-3(115a <sup>3</sup> )	7-2-4(12b <sup>4</sup> )
(5) 色と時 <i>rūpa-kāla</i>	60-1-6(119a <sup>6</sup> )	9-2-3(17b <sup>3</sup> )
(6) 身体と寿量 <i>kāya-āyuh</i>	60-3-2(120a <sup>2</sup> )	9-3-8(18a <sup>8</sup> )
(7) 不現世界の有情 <i>anavabhāsagata-sattva</i>	61-2-4(121b <sup>4</sup> )	10-2-7(20a <sup>7</sup> )
(8) 劫 <i>kalpa</i>	61-4-4(122b <sup>4</sup> )	10-5-3(21b <sup>3</sup> )
(9) 蘊, 処, 界 <i>skandha-āyatana-dhātu</i>	70-3-5(140a <sup>5</sup> )	19-3-6(43a <sup>6</sup> )
(10) 縁起 <i>pratītyasamutpāda</i>	75-4-1(150b <sup>1</sup> )	24-2-6(55a <sup>6</sup> )
(11) 聖世界 <i>ārya-loka</i>	83-3-7(166a <sup>7</sup> )	32-1-7(74b <sup>7</sup> )
(12) 四聖諦 <i>catur-ārya-satya</i>	85-1-2(169a <sup>2</sup> )	33-3-4(78a <sup>4</sup> )
〔III〕 南方上座部の説		
(13) 蘊, 処, 界 <i>skandha-āyatana-dhātu</i>	90-1-1(179a <sup>1</sup> )	38-3-3(90b <sup>3</sup> )
(14) 縁起 <i>pratītyasamutpāda</i>	93-1-4(185a <sup>4</sup> )	41-4-7(98b <sup>7</sup> )
(15) 聖諦善巧 <i>ārya-satya-kausalya</i>	95-4-2(190b <sup>2</sup> )	44-4-4(106a <sup>4</sup> )
〔IV〕 聖正量部の説		
(16) 非随眠 <i>anānuśaya</i>	103-1-5(205a <sup>5</sup> )	53-1-3(127a <sup>3</sup> )
(17) 随眠 <i>anuśaya</i> <sup>(9)</sup>	106-3-6(212a <sup>6</sup> )	57-1-4(137a <sup>4</sup> )
(18) 非福 <i>apuṇya</i>	108-1-1(215a <sup>1</sup> )	58-3-8(140b <sup>8</sup> )
(19) 福 <i>puṇya</i>	110-3-5(220a <sup>5</sup> )	61-3-6(148a <sup>6</sup> )
(20) 不動業 <i>āniñjya-karman</i> <sup>(10)</sup>	112-3-3(224a <sup>3</sup> )	63-3-3(153a <sup>3</sup> )
(21) 聖諦 <i>ārya-satya</i>	113-2-2(225b <sup>2</sup> )	64-1-8(154b <sup>8</sup> )
〔V〕 菩薩乗の説		
(22) 波羅蜜 <i>pāramitā</i>	121-3-5(242a <sup>5</sup> )	72-1-8(174b <sup>8</sup> )
(23) 菩薩道 <i>bodhisattva-mārga</i>	125-2-7(249b <sup>7</sup> )	76-3-8(185b <sup>8</sup> )

(24) 人 pudgala	128-3-4(256a <sup>4</sup> )	79-5-2(194a <sup>2</sup> )
(25) 道 mārga	133-1-5(265a <sup>5</sup> )	84-3-1(205b <sup>1</sup> )
(26) 発菩提心 bodhicittotpāda	136-4-5(272b <sup>5</sup> )	88-1-8(214b <sup>8</sup> )
(27) 般若波羅蜜義の修習 prajñā- pāramitā-artha-bhāvanā	138-3-7(276a <sup>7</sup> )	90-1-2(219b <sup>2</sup> )
(28) 無漏法 anāsrava-dharma	148-1-3(295a <sup>8</sup> )	99-2-5(242b <sup>5</sup> )
(29) 諸経に説かれる如来の功德 nānā- sūtra-bhāṣita-tathāgata-guṇa	151-2-3(301b <sup>8</sup> )	102-3-6(250b <sup>6</sup> )
(30) 仏身相と相好 buddha-kāya-lakṣaṇa- anuvyañjana	151-4-6(302b <sup>6</sup> )	103-1-5(252a <sup>5</sup> )
(31) 如来の教法 tathāgata-pravacana	153-3-3(306a <sup>8</sup> )	104-4-5(256a <sup>5</sup> )
(32) 方便善巧 upāya-kauśalya	154-2-6(307b <sup>6</sup> )	105-3-8(258a <sup>8</sup> )
(33) 教法 pravacana	156-3-1(312a <sup>1</sup> )	107-3-7(263a <sup>7</sup> )
(34) 因, 果, 利他 hetu-phala-paropakāra	157-4-5(314b <sup>5</sup> )	108-5-8(266b <sup>8</sup> )
[VI]		
(35) 無為 asaṃskṛta	158-3-4(316a <sup>4</sup> )	109-5-1(269a <sup>1</sup> ~317a <sup>7</sup> ) ~269b <sup>6</sup> )

この構成を見ると、その配列上から菩薩乗の思想的優位を示さんとする意図で記述されたものと窺えるが、その意図はともかく、部派の教説の紹介は部派仏教研究に貴重な資料を提供してくれる。その重要性は、各部派の教理内容に関しては当然のこと、部派仏教の伝承問題を考察する上にも意味をもつ。即ち、SAV の成立年代を P. Skilling の説の如くに12世紀後半頃とたとえしなくても、相当後代のもと考えたなら、諸部派中より説一切有部、南方上座部、正量部の3部派のみが取り上げられている点は、恰も後代における部派の実情を示しているが如くである。

〔Ⅱ〕の記述は、主として AKBh からの引用或いはその要約で占められるものの他、一部それ以外と思われる文献からの引用も見い出せる。〔Ⅲ〕は、種々の文献よりの引用によって南方上座部の教理を説示しているが、特に、

*Vimuktimārga* からの引用は、これが漢訳『解脱道論』としてのみ現存しているだけに、別の意味で文献上有意義な資料であると言える。

さて、正量部の教理に関しては6章より説示されているが、その内容は随眠論、福德論、不動業論、四諦論の4種に大別される。いずれも現存する他の文献には知ることのできない教説であり、極めて貴重な資料と言える。SAVにはこれら以外に正量部に関する記述が5箇所で紹介されている。その内容は、宇宙論<sup>(1)</sup>、結集<sup>(2)</sup>、釈迦によって礼拝された仏<sup>(3)</sup>、500仏<sup>(4)</sup>、釈迦の16の過去業<sup>(5)</sup>に関するものである。正量部の教理の代表として知られる補特伽羅論が、SAVには全く説かれていない。SAVの主題との関連で、説かれなかったとも考えられるものの、その理由は不明である。

## 2

本小論では、これら正量部の諸説の中、第17章「随眠決択」について考察し、正量部の随眠説の一端を窺い知ろうとするものである。

Daśabalaśrīmitraによって著わされたSAVの記述形式は、文献からの直接の引用と作者自身によってまとめ上げられた記述という両面より成り立っている。直接の引用はSAVにおいて「yañ gsuñs pa.....śes so」という定型句で明示される。直接の引用部分と作者自身によってまとめ上げられた部分共、如何なる文献に基づいているのか、具体的な文献名は挙げられていない。第17章もこの形式で説示される。

第17章の随眠の説示内容は、以下の10項目に区分できる。

- (1) 法、相、界、所断という4種の規定 (vyavasthāna) の紹介
- (2) 法の規定
- (3) 相の規定
- (4) 界による区別
- (5) 所断による区別
- (6) 98随眠
- (7) 大遍行、小遍行、小地の3分類
- (8) 大遍行、大遍行相似、小遍行、小遍行相似、小地の5分類

- (9) 大境，大境相似，小境，小境相似，小の5分類  
 (10) 大所縁性，大因性，大随眠性，大具足性による分類

第17章は第16章「非随眠決択」と同様の形式で、即ち4種の規定の説示形式で始められる。

以下で、これらの主要な問題点を紹介する。尚、SAV には他に比較し得る資料が少ないため、理解が困難な箇所もあり、その点は御容赦頂きたい。

章名の随眠 (anuśaya) について、その定義は「煩惱の悪魔の軍衆〔である随眠〕それらこそはすべての雑染の原因である。」と、それが雑染の根本であることを示していること以外、その他の詳細な説明は見られない。SAV には、随眠と異なり、正量部にのみ見られる非随眠 (ananuśaya) という反立概念が説かれている。これは第16章で説示される主題であるが、今ここで随眠と非随眠の法について眺めてみる。

〔随 眠〕

- (1) 貪欲 rāga
- (2) 瞋 pratigha
- (3) 慢 māna
- (4) 無明 avidyā
- (5) 邪見 mithyādṛṣṭi
- (6) 有身見 svakāyadṛṣṭi
- (7) 辺執見 antagrāhadṛṣṭi
- (8) 見取 dṛṣṭiparāmarśa
- (9) 戒禁取 śilavrataparāmarśa
- (10) 疑 vicikitsā

〔非随眠〕

- (1) 不信 āsraddhya
- (2) 無慚 āhrikyā
- (3) 誑 māyā
- (4) 諂 śāṭhya
- (5) 無尋 avitarkya
- (6) 掉挙 audhatya
- (7) 放逸 pramāda
- (8) 惛沈 styāna
- (9) 不劣 lina
- (10) 無愧 anapatrāpya
- (11) (不明)
- (12) 瞢憤 tandri
- (13) 睡眠 middha
- (14) 嫉 irṣyā
- (15) 悔 kaukr̥tya
- (16) 覆 mrakṣa

- (17) 憍 mada
- (18) 慳 mātsarya
- (19) 不忍 akṣama
- (20) 恨 upanāha
- (21) 食不調性 bhakte 'samatā

随眠とは10種の根本煩惱法であり、非随眠は21法を数えるが、随眠と非随眠の定義も、又、両者の区分は何によるものかも説かれていない。非随眠の中、誑、諂、無尋、掉挙、放逸、昏沈、瞋憤、睡眠、悔、憍、不忍、食不調性の12法が纏(paryavasthāna)とされるが、これは説一切有部の八纏や十纏とも異なった説である。随眠と纏と煩惱という各語義については、説一切有部、大衆部、經量部、犢子部で種々の異なった見解が知られているが、正量部が如何なる立場にあるかは、この資料だけでは決定し得ない。ただ、同系の犢子部は、纏は一切随眠であるが、随眠は必ずしも纏というわけでない、との見解が示され、一方、正量部では纏は随眠ではないのであるから、両者は全く異なった見解を有していることが判明する。

正量部は10随眠説を採用している。この10随眠それ自体、説一切有部の10随眠と変るものではない。ただ、記述順序や各法の定義に一部相違が見られるので、その点を記すことにする。まず、10随眠の記述順序であるが、有部論書では、貪欲、瞋、慢、無明、有身見、辺執見、邪見、見取、戒禁取、疑と配列されるが、SAV では邪見が五見の最初に置かれる。次に、各法の定義であるが、SAV では、貪欲、瞋、慢、無明、有身見、辺執見、見取、戒禁取について簡略な説明に過ぎないが、有部論書の定義と基本的に同一であると見做してよい。しかし、邪見と疑については少し説明を必要とする。邪見は「布施はない……」と称するもの等の相の存在を推度する邪見と、「色は無常である」と称するもの等を顛倒して思惟する邪見である。」と定義される。有部論書のいう因果の道理を無視する見解と同じ意味ではあるが、表現上異なった定義をしている。ただ、前半部の表現は阿含經典にも見られ、『雜阿毘曇心論』等にも見られ、後半部は『正法念処經』の定義と同一である。疑は2種定義される。即ち、四諦を謗ることと、清淨なるもの(仏、法、僧の三宝)を謗ることであ



る。これは有部論書中、『集異門足論』等と同じであるが、『界身足論』等では四諦に対する疑惑のみで、三宝についての記述はない。『大毘婆沙論』では、三宝を謗ることは邪見の定義の中に見られる。

10随眠は欲界、色界、無色界の三界と見苦所断、見集所断、見滅所断、見道所断、修所断の5部により、開かれて98随眠となる。即ち、貪欲と慢と無明は欲界、色界、無色界の三界各々に苦、集、滅、道、修の見所断があり、各15種で、計45種となり、邪見と見取と疑は三界各々に苦、集、滅、道の見所断があり、各12種で、計36種となり、戒禁取は三界各々に苦、道の見所断があり、6種となり、有身見と辺執見は三界各々に苦の見所断があり、各3種で、計6種となり、そして、瞋は欲界に苦、集、滅、道、修の見所断があり、5種となる。このように、SAVに説かれる98随眠は説一切有部と全く同一であり、正量部も説一切有部と同様、98随眠説を採用していたことが判明する。

10随眠は3種及び5種に分類される。この分類は正量部に固有の説である。3種の分類とは、大遍行、小遍行、小(煩惱)地であり、5種の分類とは、大

諸門分別 10随眠	3分類	5分類	5分類	遍行の相	諦障
無明 (痴)	大遍行	大遍行	大境	大所縁性 大因性 大随眠性 大具足性	三界の苦障、集障
		大遍行相似	大境相似	大因性 大随眠性	三界の滅障、道障
邪見 有身見 辺執見 見取 戒禁取 疑	小遍行	小遍行	小境	大所縁性 大因性 大随眠性	苦障、集障
		小遍行相似	小境相似	大因性 大随眠性	滅障、道障
貪欲 瞋 慢	小地	小地	小	大因性	

※有身見、辺執見、戒禁取、疑は5分類の場合、小遍行相似である。尚、非随眠の相は随眠性以外の3大性である。

遍行，大遍行相似，小遍行，小遍行相似，小地である。この5種の分類は、また別に境 (viṣaya) の大小によって大境，大境相似，小境，小境相似，小とに分類される。そして次に、これら遍行等の相が説かれる。それは、すべての所知を所縁とする大所縁性と、同じ界と同じ類の因となっている大因性と、すべてに随眠する大随眠性と、同じ類によって遍く合する大具足性の4種である。そして、更に遍行等は苦，集，滅，道の諦障によって区分される。ここで、これら正量部固有の随眠説を簡略にまとめると、前頁の表の如くなる。

この遍行等の分類やその相である大所縁性等に関して、説一切有部にも同様の説が見られることも事実である。説一切有部では、98随眠の諸門分別の一として遍行，非遍行が説かれ、その遍行の定義として3種が挙げられる。即ち、遍く縁じ、随眠し、因となって染法を生ず、とある如く、所縁、随眠、因の3種がそれである。これは各々大所縁性、大随眠性、大因性に相応するのではないかと推測し得る。このように、説一切有部の遍行、非遍行という分類とは異なっているものの、その遍行の意義では、4種中、3種までが相応しているようである。

正量部の随眠の体系的考察は、SAV 第16章及び、SAV 以外の断片的資料、また犢子部の資料を含めて行なうが、それは他日に期したい。

### 3

以下に SAV 第17章「随眠決択」の和訳を試みるが、使用した版本はデルゲ版と北京版である。訳中の術語についてはチベット訳とサンスクリット語を付すことを原則とし、サンスクリット語が不明の場合はチベット訳のみを記し、また同一訳語においてもチベット訳が異なる場合には、その訳語を付した。

#### 〔試訳〕

〔聖一切所貴部 (‘phags pa mañ pos bkur ba’i sde, sāmmatiya) の聖典には、次の如く説かれる。〕 (D.212a<sup>6</sup>, P.137a<sup>4</sup>) 随眠 (bag la ñal, anuśaya) もまた四つの規定 (rnam par bźag pa, vyavasthāna) がある。即ち、次の如くである。法 (chos, dharma) の規定と、相 (mtshan ñid, lakṣaṇa) の規定と、

界 (khams, dhātu) の区別 [によるもの] と、所断 (spañ bya, prahātavya) の区別 [によるもの] である。

そこで、法の規定 [と言うの] は十の随眠である。即ち、次の如くである。貪欲 ('dod chags, rāga) と瞋 (khoñ khro, pratigha) と慢 (ña rgyal, māna) と無明 (ma rig pa, avidyā) と邪見 (log par lta ba, mithyādr̥ṣṭi) と有身見 (rañ lus la lta ba, svakāyadr̥ṣṭi) と辺執見 (mthar 'dzin par lta ba, antagrāhadr̥ṣṭi) と見取 (lta ba mchog tu 'dzin pa, dr̥ṣṭiparāmar̥śa) と戒禁取 (tshul khirms dañ brtul žugs mchog tu 'dzin pa, śilavrataparāmar̥śa) と (D.212b) 疑 (the tsom, vicikitsā) である。

相の規定は次の如くである。即ち、貪欲は貪りの相である。瞋は瞋りの相である。慢は高慢の相である。無明は愚痴の相である。邪見は二種で、即ち、次の如くである。「布施はない……」と称するもの等の相の存在を推度する邪見と、「色は無常である」と称するもの等 (P.137b) を顛倒して思惟する邪見である。法と有情を我と理解することが有身見である。人を常 [である] と [か]、常でない [とか、というよう] に理解することが辺執見である。有漏の法を最勝とのみ理解することが見取である。有漏の法を清浄と理解することが戒禁取である。疑は二種で、諦を謗ることと、清浄なるものを謗ることである。この中、諦を誹謗することは四種である。即ち、次の如くである。苦 [諦] を謗ることと、集 [諦] を謗ることと、滅 [諦] を謗ることと、道 [諦] を謗ることである。清浄なるものを謗ことは三種である。即ち、次の如くである。仏を謗ることと、法を謗ることと、僧伽を謗ることである。この中、仏と僧伽に疑いを生ずることは苦 [諦] の障なるもの (gegs nid, vibandha) である。法に疑いを生ずることは滅 [諦] の障である。諦を謗ることは、また各々に四種である。即ち、次の如くである。苦 [諦] の障と、集 [諦] の障と、滅 [諦] の障と、道 [諦] の障である。

界の区別には三種がある。即ち、次の如くである。欲 [界] に摂せられるものと、色 [界] に摂せられるものと、無色 [界] に摂せられるものである。この中、欲 [界] に摂せられるものは十で、[貪欲等の十種] その如くである。色 [界] に摂せられるものは九で、(P.138a) これは瞋が除かれる。無色 [界]

に撰せられるもの〔も〕九で、これ〔も〕瞋が除かれる。

所断の区別によれば、随眠は五種〔部〕になる。苦〔諦〕が見られることによって断ぜられるものと、集〔諦〕が(D.213a)見られることによって断ぜられるものと、滅〔諦〕が見られることによって断ぜられるものと、道〔諦〕が見られることによって断ぜられるものと、修習(bsgom pa, bhāvanā)によって断ぜられるものである。この中、欲界には貪欲が五部である。即ち、次の如くである。苦〔諦〕、集〔諦〕、滅〔諦〕、道〔諦〕が見られることによって断ぜられるもの<sup>9)</sup>と修習<sup>9)</sup>によって断ぜられるものである。同様に、色界に〔も〕五部ある。同様に、無色界に〔も〕五部ある。五〔部〕が三〔界にあること〕で、十五の貪欲となる。同様に、十五の慢と、同様に、十五の痴(rmons, moha)と、十五<sup>10)</sup>が三〔法〕で四十五となる。邪見は欲界に四部ある。即ち、次の如くである。苦〔諦〕、集〔諦〕、滅〔諦〕、道〔諦〕が見られることによって断ぜられるものである。同様に、色界に〔も〕四部ある。同様に、無色界に〔も〕四部ある。これが四部の邪見の三〔界分〕<sup>10)</sup>であって、〔即ち、合計〕十二である。同様に、見取は十二である。十二種の疑と〔合わせて、〕十二が三〔法〕<sup>10)</sup>で三十六である。戒禁取は欲界に二部ある。即ち、次の如くである。苦〔諦〕と道〔諦〕が見られることによって断ぜられるもの〔である〕と同様に、色界に〔も〕二部、そして同様に、無色界に〔も〕(P.138b)二部ある。これが二〔部〕の戒禁取の三〔界分〕<sup>10)</sup>であって、即ち〔合計〕六である。この中、無色界には戒(tshul khirms, śīla)はないのであるから、禁(brtul zugs, vrata)のみであると知られるべきである。有身見は三界における身を確かなものと見る〔ことで、〕三〔であるが、それ〕は苦〔諦〕が見られることによって断ぜられるもの<sup>10)</sup>のみである。同様に、辺執見も三である。この両者はまた三界において六となる。瞋は欲界において五部ある。即ち、次の如くである。苦〔諦〕、集〔諦〕、滅〔諦〕、道〔諦〕が見られることによって断ぜられるものと、修習<sup>9)</sup>によって断ぜられるものである。このように、これら随眠は界と断ぜられるものの区別により開くと、九十八となるであろう。

〔さて、〕また随眠は三種である。即ち、次の如くである。大遍行(thams cad du'gro ba chen po)と小遍行(thams cad du'gro ba chuñ nu)と小地

(sa chuñ ñu pa) である。大遍行 (kun tu 'gro ba chen po) (D.213b) とは痴 (gti mug, moha) のことで、即ち、各界における種々の異なった断ぜられるものは五部である。小遍行 (kun tu 'gro ba chuñ ñu) は六〔種〕である。即ち、次の如くである。邪見と有身見と辺執見と見取と戒禁取と疑である。小地は三〔種〕である。即ち、次の如く、貪欲と瞋と慢である。また説かれる。「大遍行は痴 (rmoñs pa) である。疑と五見が小遍行である。〔そして〕残りが小煩惱地 (ñon moñs chuñ ñu'i sa pa) である。」と説かれている。

また〔別の説明では〕五種がある。即ち、次の如くである。大遍行と大 (P. 139a) 遍行相似 (thams cad du 'gro ba chen po dañ mtshuñs pa) と小遍行と小遍行相似 (thams cad du 'gro chuñ ñu lta bu) と小地である。〔大〕遍行そのものについて説かれる。三界の苦〔諦〕の障と集〔諦〕の障の両者が随眠〔である〕それが大遍行そのものである。随眠〔である〕それが滅〔諦〕の障と道〔諦〕の障〔であるもの〕が大遍行相似である。小遍行そのものについて説かれる。五見と疑〔である〕それが苦〔諦〕の障と集〔諦〕の障〔であるもの〕が小遍行であり、それが滅〔諦〕の障と道〔諦〕の障である可能性 (srid pa) のあるもの<sup>67</sup>が小遍行相似である。ここで、可能性の意味は何か<sup>68</sup>と言えば、〔それについて〕説明しよう。即ち、有身見と辺執見と戒禁取<sup>69</sup>という三見が遍在しているのではないから、〔それが小〕遍行相似と言われる意味なのである。三界の修習<sup>69</sup>によって断ぜられるものである無明と、欲界における貪欲と瞋と慢は〔各々〕苦〔諦〕と集〔諦〕と滅〔諦〕と道〔諦が見られること〕によって断ぜられるもの<sup>69</sup>と修習によって断ぜられるものにより五種である。色界における貪欲と慢の両者はそれと同様に、五種である。〔色界と〕同様に、無色界において〔も〕五種である。これらが小地である。また説かれる。「小遍行〔という分類〕を伴った遍行と説かれるそれら〔大遍行と小遍行〕の両者は、苦〔諦〕と因〔集〕〔諦〕が見られる (P.139b) ことによって断ぜられる (D.214a) もの〔である〕<sup>69</sup>と説かれたことを知るべきである。これは、ここで滅〔諦〕の障と道〔諦〕の障としての可能性をもつものが遍行等の相似である。〔そして、その〕残りが小地である。」と説かれている。

また、これら〔随眠〕が何故五種に分類されるのかと言えば、〔それについ

て] 説明しよう。即ち、何からそれらの所作があるかによって、五種〔に分けられるの〕で〔あって〕、即ち、大境 (yul chen po) と大境相似 (yul chen po dañ 'dra ba) と小境 (yul chuñ ñu) と小境相似 (yul chuñ ñu dañ 'dra ba) と小 (chuñ ñu pa) である。

また、これら遍行等の相を説明しよう。大遍行は大性 (chen po ñid) が四種である。即ち、次の如くである。大所縁性 (dmigs pa chen po ñid) と大因性 (rgyu chen po ñid) と大随眠性 (bag la ñal chen po ñid) と大具足性 (kun tu ldan pa chen po ñid) である。この中、大遍行はすべての所知をも所縁となすから、これが大所縁性である。大遍行は同じ界と同じ類の因となっているから、これが大因性である。〔大〕遍行はすべてに随眠 (rjes su ñal ba) するのであるから、これが大随眠性である。〔大〕遍行は同じ類によっても遍く合するのであるから、これが大具足性である。四種の大〔所縁性、因性、随眠性、具足性の〕作用を具有するから、六〔種〕の痴が大遍行である。即ち、次の如くである。欲〔界〕における苦〔諦〕の障と集〔諦〕の障と、色〔界〕における苦〔諦〕の障と集〔諦〕の障と、無色〔界〕における苦〔諦〕の障と集〔諦〕の (P.140a) 障である。小遍行の随眠は大性が三種<sup>60</sup>である。即ち、次の如くである。大所縁性と大因性と大随眠性である。大具足性がないから、小遍行と説かれるのである。無明のみが具足されるのであり、相互にはないのである。大遍行相似と小遍行相似の大性は二種である。即ち、次の如くである。同じ界と同じ類の大因性と大随眠性である。無明 (D.214b) は大性が二〔種〕である。即ち、次の如くである。大所縁性と大具足性である。〔五〕見と疑は大性が一〔種〕である。即ち、次の如くである。大所縁性である。従って、これが滅〔諦の障〕と道〔諦〕の障は相似である。この中、無明は三界の滅〔諦の障〕と道〔諦〕の障と大遍行相似である。有身見と辺執見と戒禁取という三見と疑は、滅〔諦の障〕と道〔諦〕の障とに相似し、小遍行相似である。小地の随眠は大性が一種<sup>60</sup>で、同じ界〔と〕同じ類における〔大因性〕である。その小地はまた三界の修習によって断ぜられるものである無明と (P.140b)、貪欲と慢は欲界において前述の如く五種である。色界と無色界において〔も〕前述の如く五種と、知られるべきである。随眠 (rjes bal la ñal) でないもの

は大性が三〔種〕である。即ち、次の如くである。大所縁性と大因性と大具足性である。何の故に、ここにそれは随眠しないのか〔と云えば、それは〕纏69(*kun nas dkris pa, paryavasthāna*)のみであるが故である。また説かれる。「すべてにおける所縁と、自己の界の因性と、自己における随眠性と、すべての同じ類の合が大遍行の相である。小遍行はそれに続いて三種で、遍く合しない〔もの〕と知るべきである。〔大遍行相似と小遍行〕相似と小〔地〕のすべては、同じ類性で、無明のみを具有するもので、因〔の〕義と随眠〔の〕義69と、自己の類において前述の如く二〔種〕で、貪欲等〔の〕所説の相、それらがそのものである。」と説かれている。

煩惱 (*ñon moñs pa, kleśa*) の悪魔の軍衆〔である随眠〕それらこそはすべての雑染 (*kun nas ñon moñs pa, saṃkleśa*) の原因である。

〔以上は〕 *Daśabalaśrīmitra* 大師によって著された『有為と無為の決択』の中69, (*D. 215a*) 聖一切所貴部の聖典の教法中の「随眠決択」と名付く第十七章である。

〔試訳註〕

- (1) *D. ma rig ni P. ma rig pa ni*
- (2) *D. ces pa P. zes pa*
- (3) *D. 'jig pa P. 'jag pa P.* が正しいかどうか不明だが、*P.* に従う。
- (4) *D. sems pa la P. sems dpa' la P.* に従う。
- (5) *D. rtag pa P. rtags pa*
- (6) *D. rnam par bya ba P. rnam par byañ ba P.* に従う。
- (7) *D. dge bas P. dbye bas P.* に従う。
- (8) *D. P. 'di ltar* 「次の如くである」と訳すべきであるが、次に具体的な説明がなく、不可解である。故に、これはチベットの誤訳で、恐らく原文は「〔貪欲等十種〕その如くである」との意味ではなかったかと推定しうる。
- (9) *D. bsgom pa P. sgom pa D.* に従う。
- (10) *D. bco lta la P. bco lta pa*
- (11) *D. ste P. te*
- (12) *D. khams P. khams su P.* に従う。
- (13) *D. omit P. dañ D.* に従う。
- (14) *D. spañ bya P. spañ bar bya ba P.* に従う。
- (15) *D. 'di las P. 'di yañ P.* に従う。

- (16) P. 不鮮明であるので、D. によって brgyad と読む。
- (17) D. ci ltar srid pa P. ji ltar srid pa
- (18) D. ci ltar P. ji ltar
- (19) D. tshul khriims dañ P. tshul khriims
- (20) D. zes pa P. ces pa
- (21) D. lam dañ が omit
- (22) D. ci ltar P. ji ltar 尚、この部分は「[大遍行と小遍行]の両者は、苦[諦]の障と集[諦]の障[である]と」と訳されなければ意味が通じないが、ここは一応原文に従って直訳した。
- (23) D. yul kun tu P. yañ kun tu P. に従う。
- (24) D. 'di'i P. 'di yi D. P. とともに誤り。これは 'di ni と読むべきである。
- (25) D. khams mthun pa dañ mi mthun pa P. khams mthun pa dañ skal pa mthun pa P. に従うべきであるが、しかし skal pa は skal ba の誤りであろう。以下、D. P. とともに skal ba を skal pa と誤っている。
- (26) D. de P. thams can du 'gro ba. ni P. に従う。
- (27) D. P. とともに rnam pa bzi とあるが、これは rnam pa gsum が正しい。
- (28) D. gi P. gis P. に従う。
- (29) D. P. phan tshun ni ma yin 直訳したが意味不明。
- (30) D. khams gsum P. khams mthun P. に従う。
- (31) D. dmigs pa med pa chen po P. dmigs pa chen po P. に従う。
- (32) D. de nas P. des na D. に従う。
- (33) D. dag P. dañ P. に従う。
- (34) D. P. rnam pa bzi とあるが、ここは意味上、文脈上より考察して、rnam pa gcig と読むべきであろう。但し、続いて説かれる引用部分の記述と矛盾しており、不可解である。
- (35) D. P. ñal bar mi byed ciñ とあるが、これは続く ze na の部分が欠落しているように思われる。
- (36) D. ni P. do P. に従う。
- (37) D. 'don P. don P. に従う。
- (38) D. las P. la P. に従う。

註

- (1) K. Venkataramanan "Sāmmīṭṭīyanikaya Śāstra" *Visva-Bharati Annals* Vol. V pp. 152-243. 加治洋一「『三彌底部論』の研究—我に関する章—〈上〉」『仏敎学セミナー』第42号 pp. 46-61.
- (2) 桜部建「破我品の研究」『大谷大学研究年報』第12集 pp. 23-91.
- (3) 龍山章真「補特伽羅説と其の批評」『大谷学报』18巻1号 pp. 55-72. 長沢実導「タ



- ツトワ・サングラハに於ける補特伽羅説の批判』『仏教研究』（仏教研究会）3巻3号 pp.69-81.
- (4) 前田至成「三彌底部 (Sammitiya) の業思想」『相愛女子大学・相愛女子短期大学研究論集』28 pp.1-21.
- (5) 三友健容「我」を主張した部派 (一～三)』『国訳一切経三蔵集』第3輯 pp.125-152.
- (6) *SDE DGE TIBETAN TRIPITAKA BSTAN HGYUR* (東京大学文学部所蔵) 中観部 (DBU MA) 13 55-1-1~159-1-7 No.3897 TTP. Vol.146 4-3-1~110-3-3 No.5865.
- (7) Peter Skilling “History and Tenets of the Sāmmatīya School” *Lihn-Son' Publication d'études bouddhologiques* No.19.1982 p.40. 尚, SAV の作者, 成立年代等全般に亘る詳細な研究が, P. Skilling によって近々 *Buddhist Studies Review* に “The Samskr̥tasamskr̥taviniścaya of Daśabalaśrīmitra” と題して発表されるとのことである。
- (8) 尚, 14世紀前半期の作である Bu ston の仏教史, Bu ston の bstan 'gyur 目録には SAV に関する記載はない。
- (9) 宮崎啓作「Stobs-bcu dpal bses-gñen の正量部の随眠」『印度学仏教学研究』29巻1号 pp.120-1.
- (10) 同「Stobs-bcu dpal bes-gñen の不動決択と名づくる第二十品」『印度学仏教学研究』28巻2号 pp.148-9.
- (11) パーリ原典については, 森祖道「新資料 Vimuttimaggā」『印度学仏教学研究』17巻1号 pp.132-3, チベット訳については, 佐々木現順『解脱道論—頭陀品チベット校訂本文並びに訳註—』法蔵館 1958参照。
- (12) D. 63-3-7 (126a<sup>7</sup>) P. 12-4-3 (26a<sup>8</sup>) ff.
- (13) D. 66-1-4 (131a<sup>4</sup>) P. 15-1-3 (32a<sup>8</sup>) ff. 正量部の結集に関する記述であるが, これには P. Skilling の詳細な研究がある。op. cit. pp.40-52. それによれば, 正量部には, 仏滅後, 仏滅後100年, 後400年, 後700年, 後800年の計5回の結集が存在したと伝えられる。この中, 第3回結集は Vātsīputra により, 第4回結集は Sāmmata により, そして第5回結集は Bhutika と Buddhamitra により招集されたとする。この所伝は Vātsīputriya と Sāmmatīya の成立事情について, 又, Vātsīputriya と Sāmmatīya の両部派間の関係を示唆している点で, 大変興味深い資料である。
- (14) D. 68-2-3 (135b<sup>8</sup>) P. 17-2-1 (37b<sup>1</sup>) ff.
- (15) D. 70-2-6 (139b<sup>6</sup>) P. 19-2-5 (42b<sup>5</sup>) ff.
- (16) D. 155-3-6 (310a<sup>8</sup>) P. 106-4-7 (261a<sup>7</sup>) ff.
- (17) チベット訳は ches 'dzin pa とあるが, これは説一切有部論書等には対応語が見られず, 正量部独自の法と思われる。
- (18) 『大毘婆沙論』に犢子部説として補特伽羅が説かれる中, 有随眠, 無随眠なる語が

見られるが、ここに言う随眠、非随眠とは関係ない。大正蔵27卷110・b。

- (19) AKBh. P. Pradhan ed. p. 278. 『俱舍論』大正蔵29卷98・c AKV. p. 443 『順正理論』大正蔵29卷599・b等。
- (20) Kv (PTS.) pp. 499-501. 『異部宗輪論』大正蔵49卷15・c—16・a等。
- (21) AKBh. p. 278 『俱舍論』大正蔵29卷99・a AKV. p. 444 Abhidharmadīpa P. S. Jaini ed. p. 222 等。尚、この問題については佐々木現順『煩惱の研究』pp. 92-123, 三友健容「Anuśaya の語義とその解釈」『印度学仏教学研究』23卷2号 pp. (110)-(115) 等に詳しい。
- (22) 『順正理論』大正蔵29卷599・b-c。
- (23) 例えば『長阿含経』大正蔵1卷108・b, 『中阿含経』同446・c, 『雜阿含経』大正蔵2卷271・c, 『増一阿含経』同636・b等。
- (24) 大正蔵28卷900・b その他, 『大毘婆沙論』大正蔵27卷256・a, 『阿毘曇心論』大正蔵28卷815・c, 『舍利弗阿毘曇論』大正蔵28卷648・a等。
- (25) 大正蔵17卷192・b 尚、これは『阿毘曇甘露味論』大正蔵28卷970・b, 『雜阿毘曇心論』同881・bに説かれる邪解脱の定義と同一である。
- (26) 大正蔵26卷416・b その地『法蘊足論』同483・a。
- (27) 大正蔵26卷615・b その他『品類足論』同700・b, 『入阿毘達磨論』大正蔵28卷983・b等。
- (28) 大正蔵27卷256・a。
- (29) 『俱舍論』大正蔵29卷101・c 『順正理論』同611・a, 但し, AKBh. の対応箇所には、この記述は明示されていない。